

令和5年3月28日 制定

令和7年5月8日 改正

## 川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、本市の電気自動車等の普及に向け、共同住宅における充電設備の整備を促進するため、共同住宅に充電設備を導入する者に対して補助金を交付することについて、手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とする車両で、自動車検査証における燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な車両で、自動車検査証における燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (3) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (4) 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次の各号に掲げるものをいう。

#### ア 普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

#### イ 充電用コンセント

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

#### ウ 充電用コンセントスタンド

上記イの充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

- (5) 経済産業省補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネル

ギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金のうち、マンション等への充電設備設置事業（基礎充電）を対象とした補助金をいう。

- (6) 共同住宅 一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下、階段等を共用しているものをいう。
- (7) 基礎充電 電気自動車等の所有者の自宅など、車両の保管場所で行う充電をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次のいずれかを満たすこと
  - ア 本市に所在する共同住宅の管理組合
  - イ 本市に所在する共同住宅を所有する者
  - ウ 上記ア又はイに規定する者から土地の利用及び第5条に規定する補助対象設備の設置に関する許諾を受けた者
- (2) 経済産業省補助金の申請を行っている者
- (3) 市税の滞納がないこと

(補助対象設備)

第5条 補助対象となる設備は、普通充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントで、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 基礎充電のため、共同住宅に属する駐車場に設置するものであること。
- (2) 当該共同住宅の居住者が使用する設備であること。
- (3) 新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品ではないこと。
- (4) 経済産業省補助金の対象設備であること。

(補助金の額等)

第6条 補助対象経費及び補助金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（第1号様式）を、別表2（1）に定める期限までに、別表3に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、第1項の補助金の交付を申請するにあたって、市が交付する他の補助金等と重複して申請してはならない。

(事務の代行)

第8条 補助対象者は、補助金の交付に係る事務を第三者に代行させることができ

る。

- 2 補助対象者は、前項の手続を代行させる場合、交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し市長に提出しなければならない。
- 3 第1項に基づき、手続きを代行させることができる申請等は、次の各号に掲げる書類の提出とする。
  - (1) 第7条第1項に規定する様式（交付申請書）及び同項の規定による添付書類
  - (2) 第10条に規定する様式（申請取下書）及び同項の規定による添付書類
  - (3) 第11条第1項に規定する様式（計画変更・中止承認申請書）及び同項の規定による添付書類
  - (4) 第12条第1項に規定する様式（実績報告書）及び同項の規定による添付書類
  - (5) 第14条第3項に規定する様式（財産処分承認申請書）及び同項の規定による添付書類
  - (6) 第17条に規定する様式（内容変更届出書）及び同項の規定による添付書類

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、受付を先着順に行う。

- 2 市長は、第7条第1項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、補助金の支出が適当と認めた場合、適正な受付があった日の順に補助金を交付する者及び補助金交付額を決定する。
- 3 市長は、別表2（1）に定める申請期間内に補助金交付予定総額が予算の範囲を超えた場合は、予算の範囲を超えた日に受付した申請者の補助金申請額に応じて予算の範囲内で補助金交付額を算定する。
- 4 市長は、交付を決定したときは所要の条件を付して交付決定通知書（第2号様式）により、また、交付しない旨の決定をしたときは不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者にその旨を通知する。
- 5 補助金の交付を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、第2項の規定による交付決定を受けた日以降に、工事に着手しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第10条 申請者が、当該申請を取り下げる場合は、申請取下書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（計画変更又は中止の承認申請）

第11条 交付決定者は、第7条第1項に基づき提出した書類の内容を変更しようとするとき又は事情の変化により補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ、計画変更・中止承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更又は中止の承認をするものとする。
- 3 前項における通知は、計画変更・中止承認通知書（第6号様式）によるものとする。

（実績報告の提出）

- 第12条 交付決定者は、充電設備の一連の設置及び支払いが完了した日から起算して30日以内又は別表2（1）に定める実績報告書提出期間の終期のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）に、別表4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、必要と認められるときは、現地調査を行うことができる。

（補助金の額の確定及び補助金の交付）

- 第13条 市長は、前条の実績報告書（第7号様式）を受け付けた後、その内容を審査し、補助金交付額の確定を行わなければならない。
- 2 補助金交付額が確定したときは、補助金額確定通知書（第8号様式）により、交付決定者に対し補助金を交付する額を通知し、補助金を交付するものとする。

（管理・運用・処分）

- 第14条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、充電設備を補助対象事業完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。
- 2 補助金受給者は、充電設備を取得した日から起算し、別表5に定める期間内に、市長の承認を受けずに、取得財産を処分（補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供することをいう。）してはならない。
  - 3 補助金受給者が、前項の規定により定められた期間内において取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。
  - 4 市長は、前項の申請があったときは、財産処分承認・不承認通知書（第10号様式）により、補助金受給者に通知するものとする。
  - 5 補助金受給者が充電設備を処分した場合は、財産処分制限期間に対して、充電設備の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
  - 6 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除す

ることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 第9条の規定による補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 第10条の規定による申請の取下げがあった場合
- (5) 第11条の規定による補助対象事業の中止の承認申請があった場合
- (6) 経済産業省補助金の補助対象事業の内容に変更があった場合
- (7) 別表2(1)に定める期日までに実績報告書を提出しなかった場合

2 前項の規定は、第13条の補助金の額の確定後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により交付の決定を取り消したときは、交付取消通知書(第11号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

4 市長は、補助金受給者に対し、第1項の取消しをした場合、補助金の返還を請求する。

(協力)

第16条 市長は、補助金受給者に対し、充電設備の使用状況又は市の地球温暖化対策の推進及び大気汚染対策に向けた取組に必要な調査等について協力を求めることができる。

2 補助金受給者は、前項に規定する調査等に協力するよう努めなければならない。

(届出事項)

第17条 交付決定者は、交付決定通知を受けた日から別表5に定める期間内において、補助金申請者の名称、住所、代表者名等の変更を行った場合、内容変更届出書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存義務)

第18条 補助金受給者は、補助対象事業に関する書類を別表5に定める期間、保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第19条 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第8条の規定に基づき、申請者又は第8条第1項に規定する代行を行う者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
  - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第2号に規定する暴力団員に該当があるもの
  - (4) 法人格を持たない団体にあっては、法人の役員と同等の責任を有する者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 市長は、交付決定者が、前項の規定に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 市長は、必要に応じ交付決定者が第1項の規定に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。交付決定者は、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供し、確認を行うことについて同意することとする。

（電子申請）

第20条 川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）第3条の規定に基づき、次の各号に掲げる書類の提出は、電子情報処理組織を使用して行うこととする。

- (1) 第7条第1項に規定する様式（交付申請書）及び同項の規定による添付書類
- (2) 第10条に規定する様式（申請取下書）及び同項の規定による添付書類
- (3) 第11条第1項に規定する様式（計画変更・中止承認申請書）及び同項の規定による添付書類
- (4) 第12条第1項に規定する様式（実績報告書）及び同項の規定による添付書類
- (5) 第14条第3項に規定する様式（財産処分承認申請書）及び同項の規定による添付書類
- (6) 第17条に規定する様式（内容変更届出書）及び同項の規定による添付書類

（雑則）

第21条 この要綱により定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則（令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、要綱の規定は、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

附則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和7年5月8日）

この要綱は、令和7年5月8日から施行する。

別表1（第6条関係）補助対象経費及び補助金の額

補助金の交付額は、補助対象経費から経済産業省補助金等を除いた額に4分の3を乗じた額と、補助上限額の合計を比べて低い金額とする（千円未満切り捨て）。

補助対象経費 (消費税を除く)	補助対象設備	補助率	1基あたりの 補助上限額	申請あたりの 補助対象 上限基数
充電設備の購入費 及び設置工事費 (補助対象となる工 事区分及び工事項目 は経済産業省補助金 と同一とする)	普通充電設備	経済産業省 補助金等を 除いた額の 4分の3	23万円/基	10基
	充電用コンセント スタンド		23万円/基	20基
	充電用コンセント		12万円/基	20基

普通充電設備と充電用コンセントスタンド又は充電用コンセントの併設による申請は不可とする。

別表2（第7条、第12条関係）申請等の期間及び条件

(1) 交付申請期間及び実績報告書提出期間

交付申請期間	実績報告書提出期間
令和7年5月8日～令和8年2月28日	補助対象事業完了後～令和8年3月31日

補助対象事業完了後とは、充電設備の一連の設置及び支払いが完了した日のいずれか遅い日をいう。

(2) 交付申請期限

当該機器の設置工事着手前

別表3 (第7条関係) 交付申請時に必要な書類

3から12までの書類は経済産業省補助金の補助金交付申請時に提出した書類(オンライン申請・アップロード書類含む。)の写しとする。

書類内容等		ア	イ	ウ
1	交付申請書(第1号様式)	○	○	○
2	納税証明書又はその写し(※1)	△	△	△
3	経済産業省補助金交付申請書	○	○	○
4	マンション等であることを証する書類	○	○	○
5	補助対象者確認書類(※2)	○	○	○
6	住民総会で決議又は理事会での合意がされていることを証する書類	○	—	△ (※3)
7	見積書(本体、設置工事)(内訳書含む)	○	○	○
8	充電設備等情報	○	○	○
9	要部写真(充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所)	○	○	○
10	図面(設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図)	○	○	○
11	リース事業を生業とすることを証する書類の写し	—	—	△ (※4)
12	土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類	—	—	○
13	神奈川県EV普通充電設備整備費補助金交付申請書(※5)	△	△	△
14	その他 ※市長が必要と認めた書類	△	△	△

○: 提出が必要なもの △: 必要に応じて提出するもの —: 提出が不要なもの

ア 本市に所在する共同住宅の管理組合

イ 本市に所在する共同住宅を所有する者

ウ ア又はイから許諾を受けた者

- ※1 申請者が市民の場合は市民税、申請者が市内法人の場合は法人市民税
- ※2 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等、役員名簿及び法人番号を証する書類  
個人にあつては本人確認書類（免許証、住民票等）の写し  
マンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、住民票等）の写し
- ※3 管理組合から許諾を受けている場合
- ※4 申請者がリース会社の場合（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等で代替することも可）
- ※5 神奈川県EV普通充電設備整備費補助金を申請している場合

別表4（第12条関係）実績報告時に必要な書類

3から10までの書類は経済産業省補助金の実績報告時の提出に必要な書類（オンライン申請・アップロード書類を含む。）の写し又は同等の記載がされているものとする。

書類内容等		
1	実績報告書（第7号様式）	○
2	経済産業省補助金の額確定通知書（写し）（※1）	○
3	充電設備本体の発注書	○
4	充電設備本体、工事費の請求書（内訳書含む）	○
5	充電設備本体、工事費の支払いを証する領収書	○
6	充電設備情報	○
7	充電設備本体の保証書（※2）	○
8	要部写真（充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所、充電設備の銘板（型式・製造番号等）等）	○
9	図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図）	○
10	補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類（※3）	○
11	神奈川県EV普通充電設備整備費補助金交付額確定通知書（写し）（※4）	△
12	その他 ※市長が必要と認めるもの	△

○：提出が必要なもの △：必要に応じて提出するもの

※1 経済産業省の補助金の交付を選定外により受けられなかった場合は、選定外であることを証明できるもの

※2 充電設備本体の保証書がない場合は納品出荷証明書

※3 口座名義人の氏名（名称）のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が記載されているもの

※4 神奈川県EV普通充電設備整備費補助金の交付を受けている場合

なお、神奈川県EV普通充電設備整備費補助金交付決定通知書の金額から額が変わらず、神奈川県から神奈川県EV普通充電設備整備費補助金交付額確定通知書が交付さ

れない場合は、神奈川県EV普通充電設備整備費補助金交付決定通知書の写しとする

別表5 (第14条、第17条、第18条関係) 処分制限期間及び帳簿等の保存期間

対象設備	処分制限期間及び帳簿等の保存期間
充電設備一式 (※取得財産等の処分の制限は取得価格が 単価50万円以上のものとする)	取得した日から5年

第1号様式（1/2）

（宛先）川崎市長

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 交付申請書

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり交付を申請します。

（申請者）		記入日	令和	年	月	日
住所	〒					
フリガナ						
氏名	(申請者が法人、管理組合の場合は法人名・管理組合名と代表者名を併記して下さい)					
TEL/携帯		E-mail				

1 申請内容1（□は、該当するものに■又は☑をしてください）

【申請者記入欄】

1	手続事務代行の 確認	□なし □あり	要綱第8条に基づき、次のとおり補助金交付に関する手続事務を以下の者に代行させますので届出ます。 ありを選択された場合は以下の2を手続事務代行者が記入して下さい。
---	---------------	---------	---

【手続事務代行者記入欄】

2	手続事務 代行	会社名			代表者名	
		営業所名				
		フリガナ		住所	〒	
		担当者名				
		TEL/携帯		E-mail		
		<input type="checkbox"/> 同意事項 私は、下記の内容に同意した上で、本申請を代行します。 1 申請内容に一切の虚偽が無いことを誓約します。 2 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、代行業者情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。				

【申請者記入欄】

3	同意事項	<input type="checkbox"/> 私は、下記の1から4の内容に同意した上で、本申請を行います。 1 申請内容に一切の虚偽が無いことを誓約します。 2 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、申請者情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。 3 市税の滞納がないことを誓約します。市税の滞納が判明した際には交付決定の取り消しを受けることに異議を申し立てません。 4 期限内に実績報告書を提出できない場合は、交付決定の取り消しを受けることに異議を申し立てません。
---	------	--

第1号様式 (2/2)

2 申請内容2 (□は、該当するものに■又は☑をしてください)

共同住宅の名称			
共同住宅の所在地	川崎市		
補助対象設備概要	対象設備・設置 基数	種類	
		<input type="checkbox"/> 普通充電設備	基 (①)
		<input type="checkbox"/> 充電用コンセントスタンド	基 (②)
		<input type="checkbox"/> 充電用コンセント	基 (③)
設置費合計 ※機器購入費と設置工事費等の合計 (税抜)	A 円		
本補助金以外の補助金の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	「有」を選択した場合 その名称	
補助対象経費 ※経済産業省補助金の積算根拠で算定	B 円	経済産業省補助金 交付 (決定・予定) 額	C 円
その他補助金 交付 (決定・予定) 額	D 円		
$(B - C - D) \times 3 / 4$	E 円	市補助上限額 ※23 万×①または② + 12 万×③	F 円
補助金申請額 (千円未満切り捨て)	円 (E、Fのいずれか低い額)		

※補助金額の上限は要綱別表1参照

情報欄				
工事着手予定日	令和	年	月	日
工事完了予定日	令和	年	月	日
支払予定日	令和	年	月	日
実績報告書提出予定日	令和	年	月	日

第 2 号様式

川崎市指令環共第 号  
令和 年 月 日

名 称  
住 所  
代表者名

川 崎 市 長

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 交付決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金について、次の条件をつけて交付することに決定しましたので、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき通知します。

- 1 交付決定額は、次のとおりとします。

金 \_\_\_\_\_ , 0 0 0 円

交付決定額を上限とし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に減額が生じたときは、別に通知します。

- 2 補助対象事業の内容

共同住宅の名称	
共同住宅の所在地	
特記事項	

(川崎市環境局地域環境共創課 担当)

電話番号 0 4 4 - 2 0 0 -

第3号様式

川環共第 号  
令和 年 月 日

名 称  
住 所  
代表者名

川 崎 市 長

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金  
不交付決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請書を審査した結果、交付を行わないこととしましたので、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき通知します。

共同住宅の名称	
共同住宅の所在地	
不交付の理由	

(川崎市環境局地域環境共創課 担当)

電話番号 044-200-

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

名 称  
住 所  
代 表 者 名

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 申請取下書

令和 年 月 日付けで申請した事業について、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、申請を取り下げます。

1 理由

※具体的に記載してください。

(宛先) 川 崎 市 長

名 称  
住 所  
代 表 者 名

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金  
計画変更・中止承認申請書

令和 年 月 日付け川崎市指令環共第 号により、交付決定を受けました事業  
について、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づ  
き、次のとおり計画（変更・中止）の承認を申請します。

1 変更・中止の理由

※具体的に記載してください。

2 添付書類

(1) 補助金交付申請書の写し

控への第1号様式の写しの中で、変更する部分を朱書き二重線で抹消し、その上段に  
変更後の内容を記入すること。なお、変更後の内容が書ききれない場合は、別紙にま  
とめて記載すること。

(2) 経済産業省補助金で受理された「変更届出」、「計画変更申告」又は「計画変更承認申  
請」の写し

名 称  
住 所  
代表者名

川 崎 市 長

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 計画変更・中止承認通知書

令和 年 月 日付け川崎市指令環共第 号で交付決定を行い、令和 年 月 日に計画（ 変更・中止 ）承認申請のありました事業について、計画（ 変更・中止 ）を承認しましたので、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき通知します。

1 承認した計画の概要

2 変更後の補助金の額

金 \_\_\_\_\_, 000円

変更前の補助金の額	円
変更後の補助金の額	円
変更による減額	円

(川崎市環境局地域環境共創課 担当)

電話番号 044-200-

第7号様式

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

名 称  
住 所  
代 表 者 名

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け川崎市指令環共第 号により、交付決定を受けました事業が完了しましたので、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

1 報告内容 (□は、該当する項目に■又は☑をしてください)

共同住宅の名称			
共同住宅の所在地	川崎市		
補助対象設備概要	対象設備・設置 基数	種類	
		<input type="checkbox"/> 普通充電設備	基 (①)
		<input type="checkbox"/> 充電用コンセントスタンド	基 (②)
		<input type="checkbox"/> 充電用コンセント	基 (③)
設置費合計 ※機器購入費と設置工事費等の合計(税抜)	A 円		
本補助金以外の補助金の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	「有」を選択した場合 その名称	
補助対象経費 ※経済産業省補助金の積算根拠で算定	B 円	経済産業省補助金 交付決定額	C 円
その他補助金 交付決定額	D 円		
$(B - C - D) \times 3 / 4$	E 円	市補助上限額 ※23万×①または② + 12万×③	F 円
補助金申請額 (千円未満切り捨て)	円 (E、Fのいずれか低い額)		
補助事業の実績	工事着手日	令和 年 月 日	
	工事完了日	令和 年 月 日	
	支払完了(予定)日	令和 年 月 日	

第8号様式

川環共第 号  
令和 年 月 日

名 称  
住 所  
代表者名

川 崎 市 長

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで提出のありました実績報告書を審査した結果、下記のとおり確定しましたので、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき通知します。

共同住宅の名称	
共同住宅の所在地	
補助金の確定額	円
特記事項	

(川崎市環境局地域環境共創課 担当)

電話 044-200-

(宛先) 川 崎 市 長

名 称  
住 所  
代 表 者 名

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 財産処分承認申請書

令和 年度川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る補助対象事業により取得した財産について、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、次のとおり財産処分の承認を申請します。

1 処分しようとする充電設備

共同住宅の名称	
共同住宅の所在地	川崎市
処分しようとする充電設備	基

2 処分の時期及び方法・措置

3 処分しようとする理由

4 添付書類等

経済産業省補助金で受理された「財産処分承認申請書」の写し

(担当者連絡先)

住所	〒		
フリガナ			
氏名			
TEL/携帯		E-mail	

名 称  
住 所  
代表者名

川 崎 市 長

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 財産処分承認・不承認通知書

令和 年 月 日に申請のありました、令和 年度川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る補助対象事業により取得した財産の処分について、(承認・不承認) をしましたので、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第14条第4項の規定に基づき通知します。

- 1 処分承認・不承認の理由
- 2 今後の処理

(川崎市環境局地域環境共創課 担当)  
電話 044-200-

名 称  
住 所  
代表者名

川 崎 市 長

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 交付取消通知書

令和 年 月 日付け川崎市指令環共第 号により、交付決定を受けた川崎市電気自動車等  
用充電設備設置費補助金について、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第15条第3号の  
規定に基づき、交付決定の取消しを決定しましたので通知します。

共同住宅の名称	
共同住宅の所在地	
取消理由	
取消金額	円

(川崎市環境局地域環境共創課 担当)  
電話 044-200-

第12号様式

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

名 称

住 所

代表者名

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 内容変更届出書

令和 年 月 日付け川崎市指令環共第 号により、交付決定を受けた事業について、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第17条の規定に基づき、次のとおり内容変更を届出します。

1 変更内容（変更後の内容を記載）

(1) 補助金申請者の変更（交付申請書（第1号様式）に記載した申請者欄の変更）

住所	〒		
フリガナ			
氏名	(申請者が法人、管理組合の場合は法人名・管理組名と代表者名を併記して下さい)		
TEL/携帯		E-mail	

(2) (1) 以外の変更

--

2 添付書類

経済産業省補助金で受理された「変更届出」の写し